

# 一関市電気自動車用充電設備等導入事業 公募型プロポーザル仕様書

## 1 事業の目的

一関市（以下「市」という。）は、令和3（2021）年に宣言した「2050年二酸化炭素排出実質ゼロ」の達成に向けた取組のひとつとして、電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車（以下「電気自動車等」という。）の普及を促進するため、市が所有する施設（以下「公共施設」という。）に電気自動車等用の充電設備を導入し、電気自動車等の利用環境を整備することを目的とする。

## 2 事業の名称

一関市電気自動車用充電設備等導入事業（以下「本事業」という。）

## 3 事業概要

本事業は、電気自動車等が利用可能な充電設備（配線等の附帯設備等を含む。以下「EV充電設備等」という。）の整備について、公共施設の駐車場を活用して行うものとし、その整備にあたっては事業者の自己資本により行うものとする。また、EV充電設備等の設計、設置工事、維持管理、充電設備の利用システム等の整備及び運用に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

- (1) 市は、EV充電設備等の設置に必要な用地等について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき使用を許可するものとし、貸付額は、一関市行政財産使用料条例で定める方法による。
- (2) 事業者は、公共施設の駐車場区画や契約電力等を十分に考慮し、電力使用設備の運用に支障をきたすことのないよう提案するものとする。
- (3) 本事業の実施に伴い国の補助事業を活用する場合は、事業者により申請等を行い、補助事業の条件に適合した内容で提案するものとする。
- (4) 事業者は、利用者から利用料を徴収し、利用料金については事業者が決定するものとする。
- (5) 事業者は、EV充電設備等の利用により生じた電気料金を負担するものとする。なお、市がEV充電設備等の利用に必要な電力を提供し、事業者が当該使用電力分の電気料金相当額を市に対して精算する場合は、事業者が当該電気料金を負担したものとみなす。

## 4 EV充電設備等設置施設及び設備の種類

本事業でEV充電設備等を設置する施設及び設備の種類は、下記のとおりとする。なお、設置基数については各施設1～2基とし、市と事業者との協議により決定するものとする。

No.	施設名	設備の種類
1	一関市役所本庁舎駐車場	普通充電（6kW以上）または急速充電（50kW以上）
2	道の駅厳美溪駐車場	急速充電（50kW以上）
3	道の駅かわさき駐車場	急速充電（50kW以上）

## 5 本事業の実施期間

### (1) 利用開始時期

EV充電設備等の利用を開始する時期は、市と事業者との協議により決定するものとする。

### (2) 事業期間

事業期間は、EV充電設備等の利用を開始した日から起算して8年以上 10年以内の期間とし、事業期間中は事業者の責任において、EV充電設備等の維持管理及び運営を行うものとする。なお、事業期間終了後の取扱いは双方の協議によるものとする。

## 6 本事業に関する条件等

本プロポーザルに参加する者は、以下の条件を踏まえて、本事業の提案を行うこと。

(1) EV充電設備等の設置場所は、別添図面に示した貸付予定地内とする。

(2) 4の表中の設置施設3か所のうち、1か所（一関市役所本庁舎駐車場）または2か所（道の駅厳美溪駐車場及び道の駅かわさき駐車場）で提案することも可とする。

(3) EV充電設備等の運営に必要な電力について、太陽光による自家発電で調達するなど、環境負荷の低減につながる取組について積極的に検討し、提案すること。

(4) EV充電設備等の設計・整備、運用管理、保守メンテナンス等、EV充電設備等の運用に係る一切を事業者の負担により行う。また、第三者との間における紛争等に関しては、事業者として責任ある立場で解決するものとし、市は一切の責任を負わない。

(5) EV充電設備等の整備等に係る各種の手続きに要する費用は、事業者の負担とする。

(6) EV充電設備等の整備にあたっては、事業者は事前に充電設備等の仕様、施工方法を記した施工計画書を市に提出し、市の承諾を得るものとする。

(7) 設置工事は、施設の運用を維持したまま行うものとし、やむを得ず停電作業等が必要な場合は、事前に市と協議を行うものとする。

(8) 本事業を実施するにあたり、事業者が市との間に取り交わす契約に定める義務を履行しない場合には、契約を解除することがある。この場合、事業者の責任と負担により速やかに原状回復するものとする。

(9) 事業者は、EV充電設備等の運転開始前後に事故や障害等が発生した場合は、ただちに市に連絡したうえで対応し、その結果を市に報告しなければならない。また、市や利用者から事故等の連絡を受けた場合についても同様である。

(10) 事業者は、施設の建築物や電気系統に損傷又は損害を与えた場合やEV充電設備等の整備及び管理に関する市との合意事項（契約書、行政財産使用許可書等において定める事項）に適合していないことにより施設等に損害を与えた場合その他事業者の責めに帰すべき事由により市が損害を被った場合は、事業者がその損害を賠償する義務を負う。

(11) 事業者は、本事業を継続できなくなった場合は、市が適切と認めた新たな事業者に権利及び義務を継承させることができる。

(12) 事業者は、関係法令等を遵守するものとする。

(13) EV充電設備等の整備にあたっては、別に市と契約を締結するものとする

(14) その他、記載のない事項については、市と事業者が協議の上で決定する。